

令和7年度中央区区政会議委員公募手続事務要領

(趣旨)

第1条 この要領は、中央区区政会議運営要綱第4条第2項に基づき、令和7年10月1日から令和9年9月30日を任期とする中央区区政会議の委員の公募手続の事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応募資格)

第2条 応募の資格は、次のとおりとする。

- (1) 区政会議の運営の基本となる事項に関する条例（平成25年大阪市条例第53号）第2条第2項に定める区民等であること
- (2) 令和7年10月1日現在、満18歳以上であること
- (3) 国若しくは地方公共団体の議員、常勤の公務員でないこと
- (4) 本市の他の審議会等の委員の職を3以上兼ねていないこと
- (5) 大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）で規定する「暴力団員」及び「暴力団密接関係者」でないこと

(募集人数)

第3条 募集人数は、5名とする。ただし、選考の結果によっては、募集人数に満たない人数のみを委員として選定することがある。

(公募方法)

第4条 委員の公募にあたっては、区の広報紙等で広く周知する。

2 応募者に対しては、次の提出物を求めるものとする。

- (1) 申込書（申込者の住所・氏名・年齢等の事項を記載したもの）
- (2) 応募の動機を記載した書面
- (3) 別に定める中央区区政会議公募委員募集要項で指定する課題についての小論文

(選考を行う者及び選考の方法)

第5条 締切日までに応募に係る提出物を提出した者に対する選考は、中央区長が指名するものをもって行う。

- 2 選考の方法は、提出書類の審査とする。
- 3 選考基準は別に定める。

(選考結果の通知)

第6条 選考の結果については、応募者本人に対し通知する。

附 則

この要領は、令和7年7月1日から施行する。